

# どんぐりの会規約

## 1.名称

「どんぐりの会」

## 2.所在地

この会の事務局を「東京都八王子市七国5丁目27番1号」  
八王子市七国小学校に置く。

## 3.目的

本会は、保護者と教職員の相互理解と教養を深め、協力して活動し、家庭・学校・社会において全児童が幸福で健全な成長に資することを目的とする。

## 4.構成員

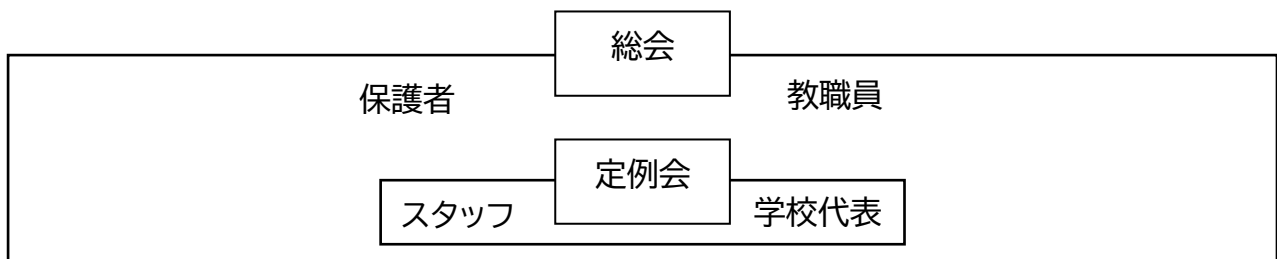
七国小学校在校生の保護者と教職員

## 5.入会・退会

本校入学と同時に入会し、卒業・転学・退学時に退会とする。

## 6.組織

「どんぐりの会」は、下図のように組織される。



## 7.運営

会は総会・定例会で運営される。

### (1)総会

①総会は、以下の2種類がある。

#### ア. 定期総会

年度当初に行う。会員の過半数の賛成により書面決議をもって総会に代えることができる。

#### イ. 臨時総会

定例会が必要と判断したとき、又は会員の 1/3 以上が請求したときに行う。

また、臨時総会は書面決議をもってこれに代えることができる。

②次の事項は総会で決定する。

ア. 規約の制定及び改正、解除、廃止

イ. 予算、決算の承認

## ウ. その他、運営や活動に関する重要事項

### ③成立・決議

ア. 会員の 2/3 以上の出席(委任状を含む)で成立する。書面決議の場合は、会員の 2/3 以上の提出によって成立する。

イ. 出席者の 2/3 以上の賛成をもって可決する。書面決議の場合は、提出者の 2/3 以上の賛成をもって可決する。

ウ. 投票権は、会員1世帯で1票とする。

## (2)定例会

①定例会は定期的に関き、運営に必要な事項を決める。

②成立・決議は 1/2 以上の出席をもって成立する。出席者の 2/3 以上の賛成を以て可決する。

## 8.選出

スタッフは、4月の保護者会までに各学年より選出される。

①スタッフは、各学年2名以上とする。(ひばり学級は所属学年)

②スタッフの任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

## 9.会計

(1)会費は、児童一人あたり100円を年度始めに集金する。退会時には返金しない。  
転入生の集金については下記に定める。

2 学期末までの転入 …… 100 円

3 学期以降の転入 …… 不要

(2)会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

### (3)弔費

①会員死亡の場合は3千円の香料

②児童死亡の場合は3千円の香料と花輪

③弔事に返礼は受け取らない。

④会の運営に支障をきたす場合には上記の限りでない。

(4)総会にて決算報告ならびに会計監査報告を行う。

(5)会計監査は、学校側より1名、前年度会計より1名選出し、合計2名で行われる。

## 10.会員の個人情報の取り扱い

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「七国小学校 どんぐりの会 個人情報保護方針」に定め、適正に運用するものとする。

## 付則

- (1)平成 16 年 4 月 30 日より適用
- (2)平成 17 年 4 月 29 日に改定
- (3)平成 20 年 4 月 26 日に改定
- (4)平成 21 年 4 月 25 日に改定
- (5)平成 23 年 4 月 23 日に改定
- (6)平成 23 年 10 月 19 日に改定
- (7)令和元年 11 月 29 日に改定
- (8)令和 6 年 1 月 18 日に改定